

大和市告示第36号

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱（平成23年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

別表保険年金課の項中「、喪失、免除及び学生納付特例猶予」を「及び喪失」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。